(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
下呂市小坂町門坂字柏原五〇八番一から高山市久々野町渚字ドバ一〇六九番三まで	前	A 八・二〇～一〇・〇〇メートル	二・七七〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一一・〇〇～四五・八〇メートル	一・九一八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富士市伝法字西平二五一一番六から富士宮市小泉字代官屋敷二一四八番一まで	前	A 八・二六～三五・九五メートル	六・六二八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 二〇・五〇～一八四・五〇メートル	六・八四一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊田市足助町狭石二八番一から同市富岡町西洞一〇番三まで	前	A 七・七〇～六三・八〇メートル	二・九四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一二・六〇～一〇三・五〇メートル	二・三五四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号及び二百五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
飯田市山本五四四四番一から同市育良町一丁目二番一まで	前	A 八・五〇～一五・四〇メートル	六・七六五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 八・五〇～一五・四〇メートル	二・〇五三キロメートル	
		B 五七・五〇～九八・五二メートル	五・二〇四キロメートル	
		B 一五・四六～九八・五二メートル	二・〇五三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊田市駒場町向金一七六番二から同市逢妻町四丁目二八番三まで	前	A 九・六〇～一〇六・八〇メートル	一四・九四六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A・C 一〇・〇〇～一四三・九一メートル	一二・八〇二キロメートル	
		B 九・六〇～一〇六・八〇メートル	六・二三五キロメートル	
		B 一〇・〇〇～一四三・九一メートル	一二・八〇二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
藤枝市岡部町内谷字新田七五六番一〇から島田市野田字甚田海道一一九番一まで	前	A 一二・〇～四八・八〇メートル	一四・四四九キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	C B 一二・五〇～二三七・〇〇メートル	一一・五三七キロメートル	
		C 二一・五〇～六八・〇〇メートル	二・一〇〇キロメートル	
掛川市八坂字頭地五一二番一三から同市八坂字川田四八九番まで	前	五五・九二～三四・六六メートル	〇・〇五七キロメートル	
	後	九二・五四～六二・〇七メートル	〇・〇五七キロメートル	
掛川市八坂字川田四八九番から同市沢田字六の坪九二番一まで	前	A 七・五〇～一九・八〇メートル	九三・〇〇キロメートル	
		B 一九・八〇～五六・二〇メートル	九・二九三キロメートル	
	後	B 一九・八〇～二〇二・〇〇メートル	九・二九三キロメートル	
掛川市沢田字六の坪九二番一から同市沢田字往還通二一番三まで	前	五六・二〇～四九・一二メートル	〇・〇四四キロメートル	
	後	七一・五七～六六・四八メートル	〇・〇四四キロメートル	